

☆東海農政局長賞

【農事組合法人あびろみ】

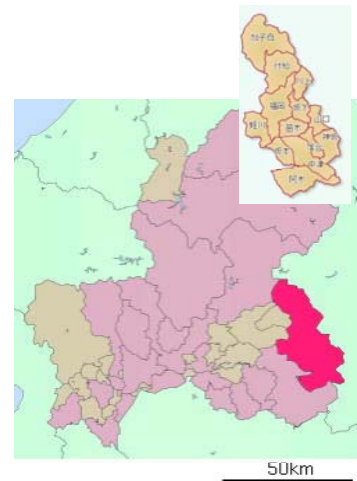
代表者 : 青木清次

所在地 : 岐阜県中津川市蛭川

第1 むらづくりの内容及び成果

(1) 地域の沿革と概要

中津川市蛭川地域は、岐阜県の東南部中津川市の西側にあり木曾川中流域の右岸、県立自然公園恵那峡の北岸に位置する。地域の東・西・北の三方を山に囲まれた亜盆地を形成し、低部に起伏する丘陵の間に点在する14集落により耕地が開けている。総面積は4,482haであり、平成23年4月1日現在の人口は3,601人となっている。交通条件は中津川市中心部まで自動車約30分中央道恵那ICまで約20分の距離にある。地場産業としては、農業のほか全国三大鉱物資源の里と云われる「御影石」の産地であるため石材業が盛んである。この地域の気候は、夏季に降雨量が多い太平洋岸式気候である。年平均気温は13.3℃、年間降水量は1,740mmである。この地域の農地は標高350～600mの中山間地帯にあり、耕地面積337haのうち約80%が水田である。平成23年の稲作農家戸数は524戸となっている。基盤整備は、昭和50年代の第二次農業構造改善事業・県営圃場整備事業等により行われているが、一戸当たりの水田面積は30aと零細で、平均区画面積は約8aと小さい。



(2) むらづくりの動機、背景

ア むらづくりを推進するに至った動機、背景

中津川市蛭川では、昭和50年代に第2次農業構造改善事業や県営圃場整備事業により蛭川全域の圃場整備への取組を始めた。これを契機に「大規模圃場への対応」、「農地の集団化」、「機械化を主とする営農体系の樹立」を目指して、昭和53年4月に蛭川地内の9集落の農家319戸を対象にして、安弘見機械化営農組合（あびろみきかいかえいのうくみあい）が設立された。その後、昭和61年に実施された県営ほ場整備事業をきっかけに、それ以前に設立されていた下沢機械化営農組合、中部機械化営農組合、田原機械化営農組合の3営農組合と合併し、蛭川全域の農家566戸を対象とした営農組合に発展した。

安弘見機械化営農組合は、地域農業において農家の相談役・調整役として重要な役割を果たすとともに、水稻及び転作大豆の作業受託を行っていた。当時はブロックローテーションによる集団転作が行われていたが、大豆の作柄が天候に大きく左右される上、手作業・小型農機による作業であったため、生産者が次第に減少し、さらに平成5～6年にかけての生産調整の緩和等によりブロックローテーションは崩壊した。

その後は、生産調整面積が拡大される中でイノシシ等による獣害もひろがり、農業に対する意欲が低下し、転作も調整水田や自己保全といった形での対応が増え耕作放棄地が増加してきた。そこで、同組合では生産調整の確実な達成と不作付水田の解消を課題として、平成10年度に県単独事業により大豆コンバインを導入し大豆栽培を復活させた。折りしも食料自給率の向上が注目される中で国を挙げての生産振興施策もあり大豆作付けが拡大することとなった。

その後、市町村合併や米政策改革、経営所得安定対策といった変革の流れの中、蛭川地域では、第二種兼業農家や自給的農家が全体の90%以上を占める中山間地にあって、作付け意欲の低下から耕作放棄地の増加が一層懸念される様になってきた。

イ むらづくりについての合意形成の過程とその内容

前述のような状況となったことを受け、農地を大切に思う人が多いこの蛭川において、将来に渡って安心して農業を続けられるしくみと農地を守ってゆける環境を目指すために、蛭川全域を営農エリアとする農業体系（後の「1村1農場方式」）の構築が必要となってきた。

しかしながら、既存の安弘見機械化営農組合の経営は助成金に頼っており、同組合員から独立採算を目指した企業的な組織として活動していくべきであり、そのためには法人化した方が良いとの意見が出され、農業法人の設立を考えることとなった。

くしくも平成15年度に、平成16年10月の中津川市合併を控え、当時の蛭川村産業振興課と蛭川村農業指導者研究会が実施主体となって、蛭川地域の全農家520戸に対して農業アンケートを実施したところ、約9割から回答が得られた。その中で、所有農地の今後について69%の農家が自分で耕作すると回答したものの、地域の担い手は誰が良いかの質問に対して安弘見機械化営農組合が担い手になって欲しいという回答が45%を占め、次いで自分でやってくが29%という結果となった。

その他に安弘見機械化営農組合に対して次の様な切実な意見が寄せられた。

- 法人化して農地の賃借、集積をし、今後担い手として蛭川地域の農地保全、維持、事業拡大を依頼したい
- 企業意識を持って低コスト農業の実現して欲しい
- 蛭川地域の様な零細農業は営農組合がないと維持できない。その点を農家は理解して組合の存続や運営をしてもらわなければ、私たちの農業はあり得ない

このアンケート結果を受け、平成16年7月に地域内で法人化準備委員会を立ち上げ、協議を重ねる中で法人設立の方向付けをし、平成17年2月には各地区で法人設立に向け

た説明会を開催してきた。この時期、国で経営所得安定対策大綱が示されたこともあり、蛭川地域の農業を守っていくためにも、政策の対象となる法人化が加速していった。

法人設立に向けた実務や検討は、法人化準備委員会の中で行い、中山間地域の小区画ほ場という厳しい条件であるにもかかわらず、地域の農業を自分たちが守るという志で、安弘見機械化営農組合の理事らが立ち上がった。理事6名とオペレーター4名（1名が理事とオペレーターを兼任）の合計9名が設立発起人となり先進地視察や税理士他関係者との協議、集落ごとの説明会を重ねて法人設立に向けての準備を行い、平成18年4月に「農事組合法人あびろみ」を設立するに至った。



設立総会

ウ 現在に至るまでの経過

農事組合法人あびろみは、農業経営を営む2号法人であり、平成18年11月に中津川市の認定農業者として認定された。構成員は当初の設立発起人9名であり、労働力は社員1名、常時雇用3名、臨時雇用3名となっている。この法人は蛭川地域全体を対象とし耕作や農業経営を行う実践部隊として位置づけられており、地域内の水田の30%以上に関わる地域になくってはならない存在となっている。

経営作物は、安弘見機械化営農組合から引き継いだ水稲と水田転作大豆に加え、設立当初から水稲の育苗ハウスを有効利用した夏秋トマト栽培に取り組んでいる。その他に、水稲部門では平成20年から糯米の地産地消を目指し契約栽培を始めたほか、大豆部門では平成22年から地場大豆の消費拡大をねらい丹波系黒大豆の作付けを始めている。また、平成18年度から耕畜連携による新たな転作作物として飼料稲（稲ホールクロップサイレージ）の栽培に取り組んでいる。その他に園芸品目として夏秋トマトに加えて、年間を通して従業員を雇用することを目的として、玉葱やブロッコリーの生産も行っている。

(3) むらづくりの推進体制

ア 当該集団等の組織体制、構成員の状況

農事組合法人あびろみの概要は以下の通り。

○労働力

社員1名、常時雇用3名、臨時雇用3名

代表理事58才、オペレーター平均年齢58才

○構成員

9名

○主要機械

- トラクター 6台
- コンバイン 5台
- 乗用田植機 2台
- 大豆用コンバイン 2台
- 普通トラック 1台
- 軽トラック 2台
- マニュアルスプレッダー 1台
- 自走ホールクロープ収穫機 1台
- ミニラップマシン 2台
- コンビネーションベアラ 1台



農機具格納庫・事務所

○主要施設

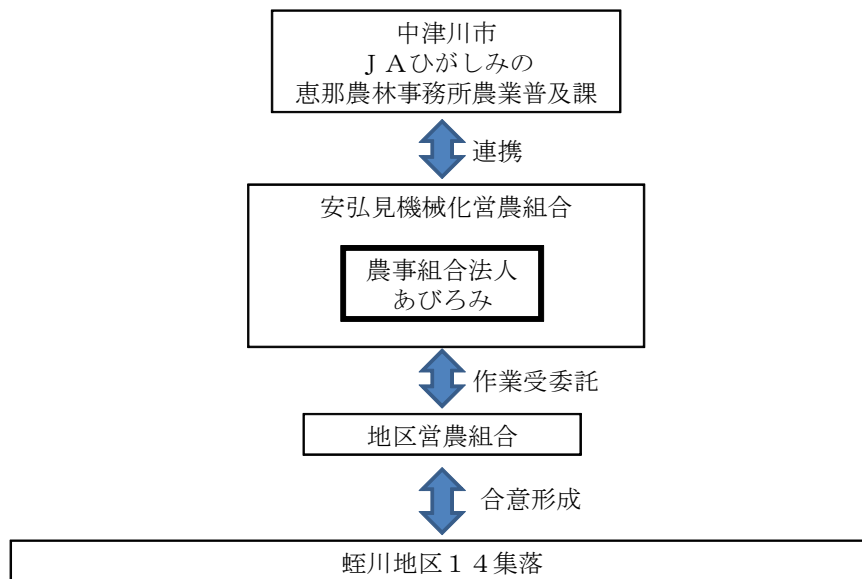
事務所34㎡、農機具格納庫240㎡、借地 8ha、作業受託 321ha(延べ)

○施設面積

水稻育苗・トマト雨よけハウス 2,936㎡

※安弘見機械化営農組合から貸与されている機械装備を含む。

イ 当該集団等と連携してむらづくりを行う他の組織、団体及び行政との関係



【安弘見機械化営農組合の役割】

- ①地域農業の話し合い組織（地区営農組合との合意形成・土地利用調整）
- ②農業機械の保有（現在ある機械）・貸付
- ③作業委託の取りまとめ

【農事組合法人あびろみの役割】

- ①安弘見機械化営農組合の実践部隊

②農作業・農地の受託及び農業経営

③農業施策への対応

ウ むらづくりに関して、各集落の住民の当該集団等や連携する他の組織、団体との関係及び参加状況等

蛭川地区内の全ての農家が各集落ごとに組織されている地区営農組合に属している。この地区営農組合の代表者は安弘見機械化営農組合理事を兼ねており、地区ごとに作業委託計画を取りまとめ、機械化営農組合の理事会において蛭川全体の作業委託計画を立ててから、地域合意の元で農事組合法人あびろみによる耕作が展開されている。

(4) むらづくりの農林漁業生産面への寄与状況

ア 当該集団等の農林漁業生産、流通面の取組み状況

農事組合法人あびろみは、蛭川の農地を守る事を実践部隊として経営規模の拡大を進めてきた。水稲については、経営受託のほか耕起・代掻き・田植え・稲刈り等の作業受託も行っており、その面積は水稲作付面積の50%を占めるに至っている。

農事組合法人あびろみの水稲経営面積の推移

		稲作面積の推移			
		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年（計画）
水稲	コシヒカリ	68 a	82 a	201 a	262 a
	ひとめぼれ	—	—	52 a	49 a
	きねふりもち	188 a	140 a	310 a	352 a
合 計		256 a	222 a	563 a	663 a
作業受託面積	耕 起	3,776 a	3,039 a	3,347 a	3,350 a
	代 か き	4,299 a	3,994 a	3,840 a	3,584 a
	田 植 え	4,830 a	5,001 a	4,765 a	4,567 a
	刈 取 り	5,102 a	5,241 a	4,876 a	4,880 a
	防 除	9,248 a	9,518 a	9,401 a	9,400 a
	堆肥散布	2,846 a	2,942 a	2,385 a	3,218 a
	土改材散布	2,498 a	2,629 a	2,253 a	2,260 a

また、蛭川地域における生産調整は40%以上に及んでおり、生産調整の実施主体として、大豆作付けの大部分・飼料稲の全面積を担っている。

さらに、換金性の高い作物として法人設立当初から夏秋トマトを生産しているほか、年間を通して従業員を雇用することを目的として、平成21年からタマネギ、平成22年からブロッコリーを生産を行っている。

園芸品目の栽培面積の推移

	平成20年	平成21年	平成22年
夏秋トマト	29.4a	29.4a	29.4a
タマネギ	—	15.0a	10.0a
ブロッコリー	—	—	11.9a

イ 当該集団等による生産力の向上、生産の組織化、生産・流通基盤の整備等への寄与状況

【水 稲】

同法人が存在する事で、農業機械を持たない農家であっても作業委託を行う事により、稲作を継続する事が可能となっている。また、高齢化などにより稲作をやめる場合においても、法人に農地を貸す事で耕作放棄地の増加を抑えている。

生産技術面では、水稻の二段階施肥を導入しており肥料費を低減している。農事組合法人あびろみが生産している粳米の半数以上は蛭川の消費者に販売されているほか、糯米においては、恵那農林事務所農業普及課の協力を得て水稻奨励品種決定調査に取り組み、実証水田を設けて加工特性の良い糯米づくりを進め、糯米の地産地消を目指して、JAひがしみの管内で消費される糯米の契約生産を行っている。

米生産量の推移

	生産量		
	平成20年	平成21年	平成22年
コシヒカリ	3.4t	4.8t	8.7t
きねふりもち	9.9t	5.7t	12.7t

【大 豆】

当地域の平成 22 年度生産調整実施面積は85.5ha、実施率で43.6%に及んでいる。

この中で大豆は生産調整面積の19.6%を占める主要な転作作物であり、全大豆作付面積の86.4%を同法人が栽培しており、生産調整達成における同法人の役割は大きい。

生産技術面では、水田経営所得安定対策の担い手経営革新促進事業モデル経営体選ばれ、大豆の狭畦無中耕培土栽培や耕うん同時畦立て播種技術など生産安定・省力技術を導入している。その結果をJAひがしみの管内で開催される大豆研修会・視察対応・岐阜県農業担い手研究大会などで、導入成果を発表して地元のみならず岐阜県内の多くの生産者へこれら技術の普及拡大を図っている。

一方、流通面では、生産された大豆の一部は中津川給食センターや地元における味噌作りに利用され、大豆においても地産地消が取り組まれている。

さらに、黒大豆の地産地消を目指して、恵那地域消費される黒大豆の契約生産を行っている。

大豆生産量の推移

	生産量		
	平成20年	平成21年	平成22年
フクユタカ	13.0t	6.1t	7.3t
黒大豆	4.4t	2.3t	2.0t

【飼料稲】

飼料稲についても転作作物として平成18年から取り組んでおり、平成22年度には生産調整実施面積の7.5%を占める作物となっている。同法人では「ホールクロップサイレージ」という形態で蛭川地区内の畜産農家13戸に供給している。

恵那地域は飛騨牛の繁殖と肥育が盛んな地域であり、県産飼料の利用に熱心に取り組んでいる。飼料稲の生産と消費について耕種側と畜産側との利害が一致し耕畜連携が進められる事となった。



収穫された飼料稲

現在、同じく転作飼料作物として生産しているトウモロコシも併せ、同法人が担う飼料生産量は、蛭川地区で飼養されている大家畜の飼料需要量（TDN）の15.3%に達しており、地域の畜産経営を支える重要な飼料生産組織としての側面も持っている。

稲発酵粗飼料（ホールクロップサイレージ）の取組経過

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
面積（a）	109	373	498	501	642
生産量（kg）	22,236	65,738	116,680	116,467	125,710
供給農家数（戸）	5	8	10	11	13

ウ 当該集団等による構成員等の経営の改善、後継者の育成・確保、女性の経営参画の促進状況等

同法人と賃借契約を結んだ水田の畦畔除草や水路・農道の維持管理は地権者や集落で行う事となっており、利用権設定水田において畦畔の草刈りや水管理を地権者が行った場合は、法人から労務賃が支払われると決めをしており農地を預託した後も地域農業に関わることができるシステムが構築され、同法人を営農の中心として、集落全体で地域の財産である農地を守る仕組みとなっている。

一方、後継者の育成については法人の代表理事が岐阜県の指導農業士に認定されるとともに就農意欲のある研修生を1年間受入れ、実践的な技術・経営を教える「あすなる農業塾」の塾長にも任命されており、平成19年度に研修生1名を受け入れ人材育成を行っている。平成22年度と23年度に中津川市の緊急雇用対策事業を活用して受入

れた市内の研修生 2 名と企業退職者 1 名の計 3 名を平成 23 年度に法人の正社員として雇用する計画があり、地域雇用の場となりつつある。

さらに、3 月から 11 月にかけて、地域の女性を雇用し、水稻の育苗作業及び夏秋トマト栽培管理において、女性能力の活用を図っている。

(5) むらづくりの生活・環境整備面への寄与状況

ア 当該集団等の生活・環境整備面の取り組み状況

中津川市蛭川地域では、中山間地域直接支払制度の採択を受けるにあたり、第 1 期では集落ごとに行ってきた地域保全活動（集落協定）を第 2 期では集落単位ではなく地域一円で地域保全活動に取り組むため、蛭川地域全域に広げ、さらに第 3 期においては一本化した集落協定による地域保全活動を計画的に推進するため、蛭川集落中山間地域等直接支払制度推進組合を組織すると共に、当組合の事務局を同法人が担うことで、地域の営農及び農地保全活動が同法人に集約され、営農と環境保全の一体的な推進が図れる体制づくり及び活動を展開中である。本制度での交付金は蛭川集落協定に基づき、水路や農地のり面の保全・補修や獣害対策など地域農地の保全活動の他、同法人の資本装備の整備や共同防除（ラジヘリ）への助成、農地集積への促進に使われている。

一方、農地・水・環境保全向上対策については、各集落において非農家も交え、水路や農地のり面の保全・補修が行われている。同法人は、各集落からの委託により景観形成作物の栽植等の作業を請負い環境、景観の保全を図っている。

また、法人独自では雑草抑制と草刈労力の縮減を目的として、水田畦畔にセンチピートグラスを移植して畦畔の保全を進めているほか、平成 22 年にトマトでエコファーマーを取得し、さらに平成 23 年産より水稻でぎふクリーン農業 30%削減の生産登録を行い、化学肥料と化学合成農薬を削減した環境にやさしい稲作を始める。



集落における共同作業

同法人が営農の中心となることで、地域住民による各種活動が実践でき、地域の農村環境が守られている。

イ 当該集団等による生活条件の改善・整備、コミュニティ活動の強化、都市住民との交流等への寄与状況

平成8年から農業体験学習として地元の中津川市立蛭川小学校の児童が稲作体験を行っている。この活動では、地元 JA が講師となり年間を通じて継続的な学習活動を行う中で、同法人が体験水田の準備や日常の作業について引き受け、連携を図っている。



蛭川小学校児童の稲刈体験

また、中津川市（旧蛭川村）と長崎県対馬市（旧長崎県上県郡上対馬町）は国指定天然記念物「ヒトツバタゴ」が共に有名であるため、平成8年から姉妹都市提携を結んでいる。これが縁となり「食の交流事業」として中津川市蛭川地域から対馬市に糯米を贈呈しているが、同法人が糯米の生産を担い、都市交流事業に対して農業分野での貢献をしている。

その他に毎年11月に開催される地元の農業祭「MAIKA 祭」に出店して、玉葱など同法人が生産した野菜を販売するなど、地元住民との交流を図っている。



食の交流事業

ウ 当該集団等の活動による地域への定住促進、女性の社会参画の推進状況等

同法人の水田作物栽培の拡大及びトマトを中心とした園芸品目栽培の導入により、積極的に地域雇用の受け皿となり、直接的に地域での定住に大きく貢献しているほか、同法人が地域の期待を受けて耕作を継続し農地を保全することにより快適で安全な住環境をつくることで定住にも寄与している。また、同法人が生産する糯米を使用する餅加工場が地域内にあり、地産地消と女性の社会参画に対する役割も担っている。

第2 むらづくりに関する所見

中津川市蛭川地区においては、1村1農場方式による農地の保全によるむらづくり活動が展開されており、農事組合法人あびろみが、地域農業を担う実践部隊として地域住民の理解と期待を受けて、活躍している。

これまでの歴史の中で、蛭川地区として同法人を育成する代わりにむらづくりに関わる農業部門全般を同法人に依頼してきた。それは、単に水田営農の担い手としてだけではなく、食農教育への支援、姉妹都市交流事業への貢献、農業後継者育成への取組の他、耕畜連携や中山間地直接支払制度の実施主体事務局など、広く活動が展開されることを期待してのことである。

中山間地域の厳しい営農環境にあって、地域の耕作の大半を担い続け、営農を中心とした地域との関わりあいや各種活動の内容は、これまでも高く評価されており、中山間地域における1村1農場方式によるむらづくり活動は、他の地域の模範となるものである。